平成２５年（フ）第２６４号
新潟市西区松海が丘２丁目14番10号
破産者　金田　広行
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９１号
新潟市北区高森550番地１
破産者　本間　一也
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６７号
新潟県村上市勝木542コーポ・リプル201、住民票上の住所新潟県糸魚川市大字田海5722番地
破産者　渡邉　和仁
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第６１号
富山市金代238番地　アネスティ金代Ｂ棟１号
破産者　本格手造り豚まん吉丸こと　吉丸真貴子
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７４号
長野県下伊那郡阿智村智里3795番地２
破産者　澁谷　義信
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第２６３号
愛知県一宮市千秋町浮野字海道１番地
破産者　伊藤　常夫
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２９号
滋賀県米原市中多良２丁目13番地　プレステージ壱番館105号、前住所滋賀県彦根市川瀬馬場町906番地
破産者　小嶋　　徹
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第７号
兵庫県洲本市由良３丁目10番21号
破産者　ハマウラ電機こと　浜浦　完一
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第８５０号
広島県東広島市西条中央１丁目14番６号シャトー三ケ城Ｂ102号
破産者　岡野　ルミ
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８０号
愛媛県伊予郡砥部町北川毛110番地
破産者　岡本　耕平
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５７号
愛媛県新居浜市喜光地町１丁目３番11号、前住所新居浜市宮原町12番24号
破産者　近藤　　豊
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第７８号
愛媛県四国中央市三島中央２丁目９番26号、前住所東京都板橋区成増３丁目２番18―501号
破産者　横内　篤子
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第２８５号
福岡県久留米市上津町1341番地７
破産者　正野　　明
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

免責許可決定

平成２５年（フ）第２６４号
函館市亀田港町34番16号
破産者　安原　　仁
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２６９号
函館市西旭岡町２丁目９番地６
破産者　佐々木隆志
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２１２号
盛岡市玉山区川又字赤坂153番地
破産者　佐藤　範美（開始決定時の姓松内）
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４８号
岩手県花巻市椚ノ目第３地割３番地４、前住所岩手県花巻市小瀬川第12地割20番地
破産者　及川　正美
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第５０号
愛知県田原市田原町東滝頭１―43　第３滝頭寮、旧住所岩手県北上市中野町２丁目28番８号　フォーライフ中野３号
破産者　笹本　祥峰
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第４２号
岩手県奥州市前沢区字狐石27番地１、旧住所岩手県一関市真柴字中田41番地155　市営中田アパート１―105
破産者　工藤　清司（旧姓大石）
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第４４号
岩手県奥州市江刺区大通り３番21号
破産者　柏木　絵里
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第４３号
宮城県大崎市古川中里６丁目４番30号、従前の住所宮城県大崎市古川師山字薬師30番地２
破産者　阿部　義則
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係